

2026年3月上旬より、 法人非対面における本人確認※1 手続きが新しくなります。

簡易書留郵便での本人確認は廃止※2



2つの新方式に対応いたします！

1 JPKI方式※3 (マイナンバーカード読み取り)



2 ICチップ読取+容貌画像方式※4



事前にご確認ください

- 1 本人確認書類の有効期限** 利用する書類の有効期限が切れていないかご確認ください
※マイナンバーカードについてはマイナンバーカード自体の有効期限、電子証明書の有効期限がいずれも有効期限内であることをご確認ください
- 2 マイナンバーカードのパスワード** 6桁～16桁のパスワード（半角英数字）をご確認ください
※パスワードを5回連続で間違えるとICチップの読取ができなくなりますので、ご注意ください。住民票のある市区町村の窓口にお問い合わせください
- 3 免許証の暗証番号(2種類)** 4桁の暗証番号（半角数字）2種類をご確認ください
※暗証番号を3回連続で間違えると読取ができなくなりますので、ご注意ください。詳細は警視庁の案内をご確認ください

ご準備いただくもの

1

NFC対応スマートフォン



2

TRUSTDOCK 社提供アプリ



3

本人確認書類



※App StoreもしくはGoogle Playより事前入手可能です。
「TRUSTDOCK (トラストドック) | 公的身分証で本人確認」

対応可能な本人確認書類



マイナンバーカード



運転免許証



在留カード



特別永住者証明書

- ※1：「本人確認」とは法人のご契約担当者様の本人確認を指します。
- ※2：旧方式での本人確認は2026年3月末まで新方式と並行利用が可能ですが、3月中に完了しない場合は新方式での対応が必要となります。
- ※3：JPKI（Japanese Public Key Infrastructure）：マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための仕組みです。
- ※4：ICチップ読み取り+容貌画像方式：運転免許証などのICチップ読み取り後、本人の容貌（顔）を撮影し、ICチップに記録された顔写真データと照合することでオンライン本人確認を行います。

お問い合わせ